令和7年度　介護老人福祉施設　運営指導結果

指導監査年月日 監査方法	指導対象	指摘対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改　善　結　果
令和7年12月9日 実地	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）　特別養護老人ホーム松風園 通所介護事業所　老人デイサービスセンター松風園	通所介護	通所介護計画について、計画期間終了後の目標達成状況の確認がされていませんでした。「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第106条第5項に基づき、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を評価し、通所介護計画書の評価欄に記録をしてください。	新たに作成した実施モニタリング表（評価表）を用いて、サービス提供状況および目標に対する達成状況を評価し、その結果を通所介護計画書の評価欄へ適切に記録する運用とした。

令和7年度　介護老人福祉施設　運営指導結果

令和7年12月25日 9:30～16:00 実地 法人監査あり	社会福祉法人　　啓真会 特別養護老人ホーム　特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）新潟あそか苑	法人運営	評議員会の招集について、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項及び社会福祉法施行規則第2条の12に基づき理事会で日時、場所及び議案のほか議案の概要も決議し、招集通知に記載してください。	次期評議員会開催の招集通知には、提案項目の概要についても記載します。
		法人運営	定款第28条の基本財産について、実態と一致した内容で定款変更を行ってください。	当法人は、令和8年度に社会福祉法人及び特別養護老人ホーム等名称の変更を行うこととしており、その定款変更時に合わせて行うものとしたい。
		法人会計	令和6年度最終補正予算が年度末を越えて編成されていました。社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項2に基づき当該会計年度内に編成し、予算に基づいて事業活動を行ってください。	法人として二度と同じ過ちが無いよう、事務担当制とそのチェック機能の徹底化を図る。
		法人会計	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて6に基づき、資産及び負債について次のように区分してください。①固定資産-長期未払金の内、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものは流動負債に表示。②流動資産-前払金の内、総合保険料は前払金でなく前払費用を使用し、貸借対照表日の翌日の1年を超えて費用化されるものは固定資産に表示。	顧問会計士の指導の下、令和7年度決算より社会福祉法人会計基準に基づき適正な処理を行う。

令和7年度　介護老人福祉施設　運営指導結果

		法人 会計	事業区分資金収支内訳表、事業区分事業活動内訳表及び事業区分貸借対照表内訳表の様式がサービス区分の内訳で作成されていました。「社会福祉法人会計基準」第7条の2に基づき計算書類を正しく作成してください。	会計ソフトウェアの設定誤りについては、既に修正を完了している。また、令和7年度決算より、当該設定内容を反映し、計算書類を適正な様式で作成する体制とした。併せて、設定変更時の確認手続を見直し、再発防止を図る。
		法人 会計	建物（帳簿価額59,850円）について、残存価額の違いにより減価償却が行われていませんでした。社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項17(2)及び経理規程第55条に基づき、残存価額を正しく設定し減価償却を行ってください。	資産台帳の見直しを行い、令和7年度決算において誤りを修正する。
		法人 会計	社会福祉法人会計基準第29条に基づき、計算書類の注記について次の内容を修正してください。①「財務諸表」の文言を「計算書類」に修正。②5(6)各拠点におけるサービス区分の表記を経理規程に合わせる。③7.「第3章第4(4)及び(6)」を「第3章22条第4項及び第6項」に修正。	会計ソフトウェアの設定誤りについては、既に修正を完了している。また、令和7年度決算より、当該設定内容を反映し、計算書類を適正な様式で作成する体制とした。併せて、設定変更時の確認手続を見直し、再発防止を図る。
		法人 会計	法人単位貸借対照表の金額と財産目録の金額が一致していませんでした。社会福祉法人会計基準第33条に基づき、財産目録は正しく記載してください。	当該誤りについては既に修正済みである。あわせて、財産目録作成時の集計内容の確認手続を見直し、再発防止を図る。

令和7年度　介護老人福祉施設　運営指導結果

		法人会計	資産の総額が誤って登記されていました。社会福祉法第29条に基づき、正しい金額で登記してください。	修正した財産目録をもとに更生登記申請を行い、資産登記の変更を完了した。
		介護老人福祉施設	施設サービス計画の変更について、変更内容が明記されていませんでした。新潟市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第14条第2項に基づき、軽微な変更で新たに作成をしない場合は、変更箇所を修正（見え消し、朱書き修正等）し、変更前後の計画内容を明確にしてください。また、変更内容について利用者の同意を得てその旨を記録に残してください。	施設サービス計画書の軽微な変更に際しては、変更箇所を明確に記録し、変更前後の内容が容易に確認できるよう改善した。また、関係職員間で認識の共有を図り、変更内容については利用者の同意を得てその旨を記録している。これらの対応についても関係職員へ周知徹底を行った。

令和7年度　介護老人福祉施設　運営指導結果

令和7年12月25日 実地 法人監査あり	社会福祉法人　　にいがた美咲福祉会 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）　特別養護老人ホーム美咲の里	法人運営	評議員会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項の規定に基づき、議事録等で決議に利害関係を有する者が含まれていないことが分かるよう、記録を残してください。	今後評議員会の決議について、特別の利害関係を有する者が含まれていないことを確認した上で選任し、その旨を記録に残していく。
		法人運営	理事及び監事の選任について、理事、監事として含まれていなければならない者の確認がなされていませんでした。社会福祉法第44条第4項及び第5項に基づき、理事は「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」、「社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」、「施設の管理者」に、監事は「社会福祉事業について識見を有する者」、「財務管理について識見を有する者」にそれぞれ該当するか確認した上で選任してください。また、その旨を記録に残してください。	今後役員選任時において、理事については社会福祉法第44条第4項、監事については同条第5項のどれに該当するか確認した上で選任し、その旨を記録に残しておく。
		法人運営	理事の一斉改選の際、理事が選任される前に理事長が選任されていました。社会福祉法第45条の13第3項及び定款第16条第2項に基づき、理事の中から理事長を選任してください。	今後理事長選任に当たっては、理事選任後に理事長を選任していく。
		法人運営	理事会で評議員会の開催時間・場所・議題・議案の概要の決議が行われていない事例がありました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条に基づき、評議員会開催にあたっては、必ず理事会の決議を得てください。	理事会の決議事項となっている評議会の開催について、事前に理事会で決議していく。

令和7年度　介護老人福祉施設　運営指導結果

		法人会計	予算の執行に当たり、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、厚生労働省発出「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」2の(2)に基づき、補正予算を作成して理事会の承認を得てください。	予算執行状況を適切に把握し、年度途中で当初予算と実績に著しい乖離が生じる(または生じる見込みがある)場合には、補正予算を作成し理事会の承認を得ていく。
		法人会計	資金収支計算書に「備考」欄がありませんでした。社会福祉法人会計基準第17条に則した様式を用いてください。なお、当指摘は前回監査時に指摘となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	会計ソフトの設定を修正し、社会福祉法人会計基準第17条に準拠した「備考」欄のある様式で出力されるよう改善した。
		法人会計	寄附金について、経理規程第25条に基づき、寄附申込書の内容について理事長の承認を得てください。なお、当指摘は前回監査時に指摘となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	寄附申込者一覧を作成し、理事長決済(承認)を得ました。
		法人会計	事業活動計算書の減価償却費と「基本財産及びその他の固定資産の明細書」の当期減価償却額が一致しませんでした。社会福祉法人会計基準第2条第1項に基づき正しく記載してください。	付属明細書の数値を正しく修正した。決算確定前には各書類間の突合確認を徹底し、再発防止を図る。
		介護老人福祉施設	運営規程に緊急時等における対応方法の記載がありませんでした。「新潟市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第28条、第51条」に基づき、運営規程に緊急時等における対応方法を記載してください。なお、運営規程を変更したら介護保険課に届け出てください。	運営規程に条文を追記する改定案を作成した。令和8年度5月開催予定の理事会にて承認を得た後、速やかに介護保険課へ届出を行う。

令和7年度　介護老人福祉施設　運営指導結果

令和8年1月7日 実地 法人監査あり	社会福祉法人　博医会 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）　特別養護老人ホーム白鳥の里	法人運営	WAMネットとホームページに公表している定款28条第2項に「基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する」と記載がありますが、別表が添付されていませんので、添付してください。なお、当指摘は前回監査時に指摘となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	令和8年度評議員会終了後に定款内容変更と同時に添付します。
		法人運営	評議員、理事、監事が重任した際は、最新の履歴書をもらうか、過去に提出した履歴書に変更がないことを確認した旨とその日付を記載してもらってください。なお、当指摘は前回監査時に指摘となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	令和8年度理事会及び評議員会時、理事・監事・評議員に履歴書を加筆署名もしくは再度取得します。
		法人運営	評議員会への出席について、令和5年度及び6年度を続けて欠席している評議員がいました。社援発第0427第1号（最終改訂：令和4年3月14日）厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、当該評議員が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認し、実質的に出席がかなわない場合は選任替えも検討してください。また、評議員会開催の際は日程の調整等により、出席状況の改善を図ってください。なお、当指摘は前回監査時に指摘となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	令和8年6月開催予定の評議員会は出席予定ではあるが、欠席となるようであれば選任替えをします。
		法人運営	評議員、役員の選任について、選任要件を確認していることが議事録で確認できませんでした。社会福祉法第39条、第44条第4項及び同条第5項に基づき、評議員、役員の選任の際は、各要件を確認した上で決議し、その旨を議事録に残してください。なお、当指摘は前回監査時に指摘となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	次回、評議員・役員の選任時に選任要件を確認して決議を行い、議事録に記載します。

令和7年度　介護老人福祉施設　運営指導結果

		法人運営	評議員会の招集について、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項及び社会福祉法施行規則第2条の12に基づき理事会で日時、場所及び議案のほか議案の概要も決議してください。併せて、招集通知も同様の内容を記載してください。	次回の理事会より評議員会開催の日時、場所、議題、議案の概要を議案として記載し、招集通知にも記載します。
		法人運営	評議員会の決議に特別の利害関係を有する者が加わっていないことを確認した旨を記録に残してください。なお、当指摘は前回監査時に指摘となっていたにも関わらず改善されていないため、確実に改善してください。	次回令和8年度の評議員会の決議に特別の利害関係を有する者が加わっていないことを確認した旨を記録します。
		法人会計	計算書類に対する注記について、法人全体分に「1.継続事業の前提に関する注記」の項目の記載がありませんでした。社会福祉法人会計基準第29条に基づき、計算書類の注記事項は適正に記載してください。	次回の理事会より計算書類に対する注記の法人全体分に「1.継続事業の前提に関する注記」の項目を記載します。
		法人会計	白鳥の里拠点の注記「5.基本財産の増減の内容及び金額」の建物の前期末残高及び当期末残高、「8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」の車両運搬具の減価償却累計額及び当期末残高、「9.債権の債券金額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高」の事業未収金及びしらとりの家拠点の引当金明細書の金額について、貸借対照表や財産目録と相違があります。社会福祉法人会計基準第29条及び第30条に基づき正しく記載してください。	左記指摘事項は、すべて転記ミスであり、訂正しました。

令和7年度　介護老人福祉施設　運営指導結果

		法人会計	事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書が作成されていませんでした。社会福祉法人会計基準第30条に基づき、作成すべき附属明細書を作成してください。	事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書を作成しました。
		介護老人福祉施設	日常生活継続支援加算について、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）」第2の5(10)③に基づき、算定要件に当てはまっているかどうかを毎月記録し、施設として確認していることを記録に残してください。	使用しているシステムで確認をしていき、都度印刷して残すことにしました。
		介護老人福祉施設	感染症に係る業務継続計画が未策定でした。新潟市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第29条の2第1項及び第2項に基づき、感染症に係る業務継続計画を策定し、研修及び訓練を定期的に実施してください。また、令和7年4月から基準に満たない状況が解消されるに至った月までの間について、利用者全員について所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算してください。令和7年4月から減算を適用する月までの期間については、給付費の過誤調整を行うとともに、利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	業務継続計画書は令和8年1月28日に市へ提出を行いました。介護給付費は介護保険課と連絡しながら過誤調整し令和8年7月10日に実施することとし、その件数と金額の報告につきましては後日介護給付費等返還額内訳表にて報告します。
		介護老人福祉施設	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の結果について、職員に周知してください。また、定期的に訓練を実施していませんでした。新潟市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第32条第2項(3)に基づき、定期的に訓練を実施してください。あわせて、指針の内容を精査し、見直しを行ってください。	委員会での結果は職員全員に回覧で周知することとし、定期的な訓練と研修については今年度実施し、指針についても見直を行いました。

令和7年度　介護老人福祉施設　運営指導結果

令和8年1月23日 9:45～16:15 実地 法人監査あり	社会福祉法人　いなほの郷福祉会 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）　特別養護老人ホーム いなほの郷	法人会計	「固定資産管理台帳」および「基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書」に記載している固定資産の種類・価額が、貸借対照表、財産目録、および計算書類に対する注記と一致していない箇所がありました。社会福祉法人会計基準第30条及び経理規程第53条第2項に基づき、適正に作成してください。	「固定資産管理台帳」および「基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書」について、有形リース資産を分けて記載し、貸借対照表、財産目録、計算書類に対する注記と一致する適正な書類を作成いたします。
		法人会計	計算書類に対する注記（8　有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高）について、社会福祉法人会計基準第29条に基づき正しく記載してください。	固定資産を漏れなく記載いたします。

令和7年度　介護老人福祉施設　運営指導結果

令和8年1月27日 9:45～16:15 実地 法人監査あり	社会福祉法人　新潟南福祉会 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）　特別養護老人ホーム虹の里 特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）　特別養護老人ホーム虹の里	法人運営	評議員の選任時に、選任要件の確認がなされていませんでした。社会福祉法第39条に基づき、評議員は「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」であることを確認した上で選任し、確認した旨の記録を残してください。	今後、議事録へ確認した旨記載する。
		法人運営	評議員会の招集について、理事会で評議員会の日時・場所・議題・議案の概要に関する決議を得る前に、招集通知が発出されていました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条に基づき、評議員会開催に関する理事会での決議後に評議員会の招集通知を発出してください。	次回から「決算理事会」後に「定時評議員会」の招集通知を発出する。
		法人会計	貸借対照表の「純資産の部」と財産目録に記載されている「差引純資産」の金額に相違がありました。社会福祉法人会計基準第33条に基づき正しい数字を記載してください。	令和7年度には財産目録の数値と貸借対照表の数値が一致するよう正しく処理する。
		法人会計	財産目録に記載されているその他の固定資産の土地の金額と、計算書類に対する注記に記載されている有形固定資産の土地（その他の固定資産）の当期末残高の金額に相違がありました。社会福祉法人会計基準第29条に基づき正しい数字を記載してください。	令和7年度には財産目録の数値と貸借対照表の数値が一致するよう正しく処理する。

令和7年度　介護老人福祉施設　運営指導結果

令和8年2月17日 9:45～16:15 実地 法人監査あり	社会福祉法人　　かえつ福祉会 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）　特別養護老人ホームあがうら	法人会計	現金の取扱いについて、次のように行ってください。 1.利用料等の現金収入については、現金出納帳に記録し、経理規程第24条に定めるとおり、収入後7日以内に金融機関に預け入れてください。 2.日々の小口の支払いについては小口現金として取扱い、小口現金出納帳に記録し、経理規程第28条第3項に定める限度額の範囲内で管理してください。 3.現金および小口現金については、経理規程第30条のとおり、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告してください。 なお、前回監査時にも文書指摘しているため、早急に改善してください。	1.令和8年5月22日開催の理事会において、経理規程第24条に定める「収入後7日以内」を「収入後10日以内」改定します。 規程に則した預入とします。 2.経理規程第28条に定めるとおり、各拠点区分ごとに小口現金を保有し、入出金のタイムラグを生じさせないことで、保有限度額の範囲内で管理を行います。 3.経理規程第30条に定めるとおり、出納帳簿には、会計責任者に報告、確認した検印を確実に行います。

令和7年度　介護老人福祉施設　運営指導結果

令和8年2月17日 9:45～16:15 実地 法人監査あり	社会福祉法人　すこやか福祉会 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）　特別養護老人ホームゆきわりの里	法人運営	施設長等の重要な役割を担う職員の選任及び解任は、定款第22条に基づき理事会の議決を経てください。	次に施設長等の職員が交代する際には、理事会の決議をもって実施いたします。また、指摘対象であった、令和7年10月にゆきわりの里の施設長が交代した件については、令和8年3月実施の理事会及び評議員会にて報告しました。
		法人会計	理事会で承認された令和6年度最終補正予算と資金収支計算書の予算額の内訳が一致しない箇所がありました。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の2(2)に基づき、資金収支計算書の予算欄の金額は、理事会で承認された最終補正予算と一致させてください。	予算流用について適切な運用を行い、決算書作成後、流用後の予算額と一致しているか、確認を行います。
		法人会計	寄附金収益明細書が作成されていませんでした。社会福祉法人会計基準第30条に基づき、作成すべき附属明細書を作成してください。	令和6年度分の寄附金収益明細書を作成しました。

令和7年度　介護老人福祉施設　運営指導結果

令和8年3月3日 9:30～16:00 実地 法人監査あり	社会福祉法人　更生慈仁会 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）　特別養護老人ホームはまゆう 軽費老人ホーム（ケアハウス含む）　ケアハウスはまゆう	法人運営	評議員会の招集について、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項及び社会福祉法施行規則第2条の12に基づき理事会で日時、場所及び議案のほか議案の概要も決議してください。併せて、招集通知も同様の内容を記載してください。	令和8年3月11日の理事会から、議案の概要についても決議を図り、かつ評議員会招集通知の議案書にも同内容を記載した。 また認識の相違がないよう複数名で指導監査ガイドラインを確認する。
		法人会計	特別養護老人ホーム区分について、他の社会福祉事業（障がい施設等）区分へ資金を繰り入れたことにより、当期資金収支差額合計に資金不足が生じていました。平成12年3月10日付老発第188号「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」第2-3-(1)で、当該法人が行う他の社会福祉事業等（収益事業を除く）への資金の繰入は、当該施設の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において可能とされていますので、適切な会計処理を行ってください。	顧問税理士に相談し、令和8年度決算より改善策を講じる。
		ケアハウス	骨折、入院した事故について、市に事故報告を提出していない事例がありました。また、当該事故に関する記録を確認できませんでした。「新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」第33条第2項及び第3項に基づき、事故が発生し病院を受診した場合は、5日以内に市に事故報告を提出してください。また、事故に関する記録は適切に保管してください。	・事故発生時の記録を確認し、事故報告書を作成する。市への提出書式に記載し高齢者支援課へ提出（令和8年3月4日）。記録についても、本人用台帳に綴じ、鍵付きの戸棚にて保管。 ・今後、事故が発生した際は、事故検証、改善案等を検討し速やかに事故報告書を作成する。 ・受診を伴う事故が発生した場合は、5日以内に新潟市に報告する。 ・記録は本人用台帳及び事故報告書ファイルに保管する。